

◎佐賀県条例第18号

佐賀県女性相談支援センター設置条例

(設置)

第1条 困難な問題を抱える女性への支援を実施することにより、女性の人権擁護を図るとともに男女平等の実現に資するため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項の規定に基づき、佐賀県女性相談支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターは、佐賀市に置く。

(一時保護所)

第3条 センターに、困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うため、一時保護所を置く。

(職員)

第4条 センターに、所長その他所要の職員を置く。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(佐賀県婦人相談所設置条例の廃止)

2 佐賀県婦人相談所設置条例（昭和32年佐賀県条例第25号）は、廃止する。

(佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

3 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（昭和41年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第6条 社会福祉業務手当は、保健福祉事務所、身体障害者更生相談所、児童相談所、<u>婦人相談所</u>又は知的障害者更生相談所に勤務</p>	<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第6条 社会福祉業務手当は、保健福祉事務所、身体障害者更生相談所、児童相談所、<u>女性相談支援センター</u>又は知的障害者更生相</p>

改正前	改正後
<p>する職員（職員給与条例第7条に規定する給料の調整額の支給を受ける者を除く。）が、福祉に関する業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>談所に勤務する職員（職員給与条例第7条に規定する給料の調整額の支給を受ける者を除く。）が、福祉に関する業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>

（佐賀県総合福祉センター設置条例の一部改正）

- 4 佐賀県総合福祉センター設置条例（昭和57年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（設置）</p> <p>第1条 児童、婦人及び心身障害者に係る相談、指導、訓練等を総合的かつ有機的に行い、福祉の増進を図るため、佐賀県総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 児童、女性及び心身障害者に係る相談、指導、訓練等を総合的かつ有機的に行い、福祉の増進を図るため、佐賀県総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）を設置する。</p>

（佐賀県社会福祉法施行条例の一部改正）

- 5 佐賀県社会福祉法施行条例（平成25年佐賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（<u>婦人保護施設</u>に係る県基準）</p> <p>第4条 県基準のうち<u>婦人保護施設</u>に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>婦人保護施設</u>は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。</p> <p>(2) <u>婦人保護施設</u>は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うこと。</p> <p>(3) <u>婦人保護施設</u>の職員は、入所者に対し、次に掲げる行為その他当該入所者の心身に有害な影響を与える行為をしないこと。</p>	<p>（<u>女性自立支援施設</u>に係る県基準）</p> <p>第4条 県基準のうち<u>女性自立支援施設</u>に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>女性自立支援施設</u>は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。</p> <p>(2) <u>女性自立支援施設</u>は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うこと。</p> <p>(3) <u>女性自立支援施設</u>の職員は、入所者に対し、次に掲げる行為その他当該入所者の心身に有害な影響を与える行為をしないこと。</p>

改正前	改正後
<p>ア～ウ 略</p> <p>エ 入所者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該婦人保護施設の他の入所者によるアからウまでに掲げる行為の放置その他の入所者を保護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</p> <p>オ 略</p> <p>(4) 婦人保護施設の職員は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないこと。</p> <p>(5) 婦人保護施設の職員であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。</p> <p>(6) 婦人保護施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておくこと。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>2 前条第1項の規定は、婦人保護施設について準用する。この場合において、同項中「軽費老人ホーム」とあるのは「婦人保護施設」と、「周辺地域及び他の施設」とあるのは「他の施設」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、県基準のうち婦人保護施設に係るものは、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）で定める基準とする。</p>	<p>こと。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 入所者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該女性自立支援施設の他の入所者によるアからウまでに掲げる行為の放置その他の入所者を保護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</p> <p>オ 略</p> <p>(4) 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないこと。</p> <p>(5) 女性自立支援施設の職員であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。</p> <p>(6) 女性自立支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておくこと。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>2 前条第1項の規定は、女性自立支援施設について準用する。この場合において、同項中「軽費老人ホーム」とあるのは「女性自立支援施設」と、「周辺地域及び他の施設」とあるのは「他の施設」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、県基準のうち女性自立支援施設に係るものは、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）で定める基準とする。</p>